

高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付事業要領

1 助成対象者

次に記載する対象児童を養育する保護者であり、本市の市税を滞納していない方。

2 対象児童

高松市内に所在する認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「認可外保育施設等」という。）に入所している本市に住民登録がある**満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、保育を必要とする事由（詳しくは別紙1を御確認ください。）のいずれかに該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難である児童のうち、次のいずれかに該当する方。**

- (1) 同一世帯で、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する小学校就学前の兄又は姉を1人有する第2子。
  - (2) 同一世帯で、3人以上の児童（出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を現に養育し、かつ、出生順位が第3位以降の児童。
- ※ 兄弟姉妹が市外に居住しているなど、実際には居住が別であっても、養育関係（出身世帯と同一生計）がある場合には、対象となります。

【事例(1)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で、認可外保育施設などを利用する小学校就学前の子どもが2人いる場合	
高3		
高2		
小4		
小3		
小2		
小1		
5歳	 第1子	(対象外)
4歳		
3歳		
2歳	 第2子 <b>「助成対象」</b>	
1歳		
0歳		

【事例(2)】

兄弟姉妹の状況	同一世帯で18歳以下（R7.3.31時点）の子どもが3人以上いる場合	
高3	 第1子	(対象外)
高2		
小4	 第2子	(対象外)
小3		
小2		
小1		
5歳		
4歳		
3歳		
2歳	 第3子 <b>「助成対象」</b>	
1歳		
0歳		

### 3 助成金の額

#### (1) 助成金の上限月額

対象児童 (※3)	兄又は姉の状況	認可外保育施設 を利用 ( <u>企業主導型保育施設 を除く</u> )	企業主導型保育施設 を利用
第2子	第1子 3歳から5歳児で 保育施設等を利用	15,000円	18,550円
	第1子 0歳から2歳児で 保育施設等を利用 (※4)	30,000円	37,100円
第3子以降	同一世帯で、18歳以下の 兄又は姉が2人以上いる	30,000円	37,100円

※1 助成金の額が保育料(※2)の額を超えるときは、当該保育料の額を限度額とします。

※2 保育料とは、保育サービスに対する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの〔月極保育料〕又は一時預かり事業(準ずるものを含む)〔利用料〕であり、次に掲げる費用を除いたものをいいます。

- ・日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- ・保育に係る行事への参加に要する費用
- ・食事の提供に要する費用
- ・施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

※3 対象児童が、無償化の対象となっている場合は、この助成金の交付の対象外です。

※4 第1子が、助成対象期間の途中で、教育・保育給付1号認定を受けた場合は、その翌月から助成金の上限月額が半額になります。

#### (2) 助成金の交付時期

内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、上半期分(4月～9月)と下半期分(10月～3月)の2回に分けて、それぞれ11月末頃と5月末頃に交付予定です。

### 4 申請対象期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日(令和6年度下半期分)

### 5 指定期日

**令和7年4月1日(火)**

※ 次ページに記載の申請書類を、必ず上記期限までに提出してください。

## 6 事務処理手順

### (1) 申請書類の配付

高松市より保育施設へ申請書等の取りまとめを依頼後、保育施設より入所児童の保護者へ、『保護者のみなさまへ（認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付のお知らせ）』及び次のアからウの様式（イについては、(ア)は全員、(ウ)は対象者のみ）を配付。

保護者が必要事項を記入後、次のアからウを保育施設へ提出。

#### ア 高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請書（様式第1号）

- ※ 必ず両面印刷してください。
- ※ **申請者は、請求書の請求者と同じ人**としてください。
- ※ 訂正する際は二重線を引き、訂正印を押してください。  
修正テープ、消えるボールペン等は使用しないでください。
- ※ 原則、押印は不要ですが、訂正印を押された場合には申請者欄に訂正印と同じ印鑑を押してください。

#### イ アの添付書類（次の(ア)から(ウ)）

##### (ア) 対象児童が家庭において必要な保育を受けることが困難であること（保育を必要としている事由）を証する書類

- ※ **保護者全員分必要**です。
- ※ **認可外保育施設に対象児童が入所していた期間に係る書類が必要**です。
- ※ 保育を必要としている事由ごとに、書類の種類は異なります。
- ※ 就労の場合の書類が変更になっています。

必ず、別紙1を御確認ください。

##### (イ) 戸籍謄本

- ※ 助成対象児童以外の児童が高松市外に居住している場合のみ必要です。

##### (ウ) 対象児童が第2子の場合、兄・姉が、いずれかの施設（※）へ在籍していることとの証明書

- ※ 認可外保育施設、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園に限る。）特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

#### ウ 請求書

- ※ 請求者欄の印は不要ですが、訂正印を押された場合には請求者欄に訂正印と同じ印鑑での押印が必要になります。

なお、金額を訂正印で訂正することはできません。

- ※ 申請書に押印している場合で、請求書にも訂正印の押印が必要になった場合は、必ず同じ印鑑を使用してください。印鑑が違う場合、支払事務ができませんので、

修正をお願いすることになります。

## (2) 保育料の記入と確認印の押印

保育施設では、「高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請（様式第1号）」の2ページ目に、対象月と各月の保育料の額を記入後、保育施設確認欄へ保育施設の代表者の確認印を押印してください。

- ※ 訂正がある場合は、代表者の確認印と同じ印で訂正印を押してください。
- ※ **証明日は3月1日から3月31日までの日付け**としてください。
- ※ 申請書類に不足や記載漏れ等の不備がないかの確認に御協力ください。

## (3) 申請書類の提出

指定期日までに「令和6年度高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付申請内訳（下半期分）」とともに、こども保育教育課へ申請書類を提出。

- ※ 該当者がいない場合も、内訳表に「該当者なし」と記載の上、必ず提出してください。

## (4) 助成金の振込み

内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは、高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付決定通知書（様式第2号）及び高松市認可外保育施設入所第2子等保育料助成金交付指令書（様式第3号）により保護者に通知後、請求書に記載している指定の口座へ助成金を振込み。

## 7 その他

申請の対象となる期間中に在籍しており、当該事業の対象になるものの、現在は退園や転園をして在籍していない児童の保護者についても、申請の御案内及び必要書類の交付をお願いいたします。